受付
第　　号
28.2.22
京都府
商業・経営支援課

平成２８年２月１５日

京都府知事　山田　啓二　様

設立しようとする組合の住所及び名称
京都市下京区七条通東洞院東入る材木町４９９－２
第一キョートビル８０２号室
京都中央生コンクリート協同組合

発起人の住所及び氏名又は名称
京都市左京区上高野車地町１３６番地
宝ヶ池建材株式会社
代表取締役　二股　純一

中小企業等協同組合設立認可申請書

中小企業等協同組合法第27条の２第１項の規定により中小企業等協同組合の設立の認可を受けたいので、別紙の定款その他の必要書類を添えて申請します。

中小企業等協同組合設立認可申請書　添付書類一覧

1　設立趣意書

2　事業計画書（初年度及び次年度）

3　収支予算書（初年度及び次年度）

4　定款

5　設立同意者名簿及び誓約書

6　設立同意書及び出資引受書

7　創立総会議事録

8　役員名簿

9　役員就任承諾書

10　代表理事を選定した理事会議事録

11　委任状

12　発起人印鑑証明書

設 立 趣 意 書

1． 設立の目的

コンクリートは我々の社会生活にとって欠くことのできない建設材料であり、戦後の高度経済成長期を通じて、安心・安全な生活空間を形成するとともに、自然災害から国民の生命財産を守る役割を担ってきた。そして、近年の技術進歩に伴い、コンクリート構造物の役割も年々多様・多機能化してきている。

したがって、コンクリートに携わる業者は、これらの変革や変貌に抜かりなく順応し、更に一歩でも技術開発の進展に先んじることで社会基盤の主要部分を構成するコンクリート構造物の長寿命化に寄与しなければならない。

しかしながら、生コンクリート業界の現状をみると、受注競争の激化による安値受注が横行し、結果として財務体質の悪化、施工品質・技術力の低下をもたらしている。

この競争に勝ち残り、品質低下を防止するためには、発注者の要求に対応できる受注体制の確立・技術力の向上は勿論、業界情報の迅速な収集・対応、経営の効率化、経費の削減にも取り組んでいかなければならない。

そこで、京都市内の同じ思いを抱く生コンクリート製造業者が団結し、①各々の得意分野における技術や情報を共有できる環境を促進する、②生コンクリートの販売を共同して行うことにより品質の向上及び経費の削減を図る、③技術者の育成について定期的に講習会や研修などを開催し技術力の確保に努める、などの事業を実施するべく協同組合の設立を発起する。

本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、これまでに培った生コンクリートに関する豊富な経験を武器に、変革する社会の要請に応えるべく更なる連携を深めながら技術力の向上、地位の向上や共益の確保を通じて、科学的技術に裏付けされた安心を国民に提供し、社会の持続的な発展に寄与することを目的とした活動を行う。

2．組合組織及び事業の概要

（1）名　　称　京都中央生コンクリート協同組合

（2）地　　区　京都市の区域とする。

（3）事務所の所在地　京都市下京区七条通東洞院東入る材木町４９９－２
第一キョートビル８０２号室
電話番号　組合としての登記完了後、回線契約予定

（４）組合員たる資格

組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

①生コンクリートの製造を行う事業者であること。

②組合の地区内に事業場を有すること。

（５）出資１口の金額及び出資払込みの方法

①出資１口の金額　金１０万円とする。

②出資払込みの方法　一時に全額を払い込まなければならない。

（６）事業計画の概要

①共同販売に関する事業

組合が、組合員からの委託を受け、製品を需要者に販売する。

②教育及び情報の提供に関する事業

組合員等に対し経営管理及び生産技術の向上を図るため、講習会、研修会の実施及び情報を提供する。

③福利厚生に関する事業

組合員の死亡、傷害事故等に対して見舞金を支給する。

（７）賦課金の額及び賦課徴収方法

①賦課金の額

一般賦課金（組合員１名　月額）　１００，０００円

②賦課金の徴収方法

毎月末日までにその月分を組合事務所に納入するものとする。

（８）役員の定数及び任期

①役員の定数　理　事　４人又は５人

監　事　１人又は２人

②役員の任期　理　事　２年又は任期中の第２回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第２回目の通常総会が２年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

監　事　２年又は任期中の第２回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第２回目の通常総会が２年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

（９）創立費及びその償却方法

創立費の総額は、５００万円以内とし、２年間の均等償却とする。

平成２８年１月２９日

京都中央生コンクリート協同組合

設立発起人代表　京都市左京区上高野車地町１３６番地

宝ヶ池建材株式会社
代表取締役　二股　純一

設立発起人　京都市伏見区久我西出町１０番地の１２号

株式会社トーカイコンクリート
代表取締役　神農　峰一

設立発起人　京都市伏見区下鳥羽上向島町１０２番地

京都資材建設株式会社
代表取締役　大八木　信行

設立発起人　京都市北区上賀茂舟着町１４番地の１

株式会社萬木建材
代表取締役　万木　茂

設立発起人　京都市山科区勧修寺小松原町６番地１

株式会社栄和資材
代表取締役　松山　裕俊

設立発起人　京都市伏見区下鳥羽南円面田町５１番地

有限会社京央
代表取締役　田中　翼守

設立発起人　京都市右京区西京極堤下町４３番地の３

日建生コンクリート株式会社
代表取締役　坂平　親亮

初年度事業計画書

自　平成２８年３月１日
至　平成２８年３月３１日

京都中央生コンクリート協同組合

（１）共同販売に関する事業

この事業は、組合員から委託を受けて組合員が生産する次の製品の全生産数量を、組合が需要先に販売することにより実施する。

ア　販売手数料（１㎥　　円、一ヶ月　　㎥　税抜）

取扱製品	販売量	販売高	手数料率	手数料高
生コンクリート	㎥	385,000,000円	3%	11,550,000円

イ　事務連絡費　月額30,000円×1ケ月＝30,000円

（２）教育及び情報の提供に関する事業

この事業は、組合員等に対し経営管理及び生産技術の向上並びに人材育成を図るため、専門講師を招いて講習会及び研修会を開催する。

また、生コンクリート業に関する経営及び技術について組合員を集めて情報交換会を開催する。

事業項目	回数	内容
経営管理講習会及び技術研究会	年１回	組合員の事業経営に関する講習会。従業員に対して技術の向上を図るための研究会。
情報交換会	年１回	組合員の取り扱う製品の市況の情報収集及び交換のため月１回Ａ４判10頁程度の資料を提供する。

（３）福利厚生に関する事業

この事業は、組合員の融和及び福利厚生の促進を図るために行う。

・　組合員の慶弔に際し、金員を支給する。

初年度における収支予算書

自　平成28年3月1日
至　平成28年3月31日

京都中央生コンクリート協同組合

収入の部		
科目	金額	備考
1.事業収入		
受取販売手数料	11,550,000	事業計画書のとおり
事業収入計	11,550,000	
2.賦課金収入		
一般賦課金収入	700,000	組合員1人月額10万円×7人×1ヶ月
賦課金収入計	700,000	
合計	12,250,000	

支出の部		
科目	金額	備考
1.事業費		
販売事業費	30,000	事業計画書のとおり
教育情報事業費	80,000	講習会・研究会・情報交換会の開催
福利厚生事業費	100,000	見舞金
事業費計	210,000	
2.一般管理費		
人件費		
役員報酬		×5名×1ヶ月
職員給料手当		職員給料 ×2名×1ヶ月
福利厚生費		×1ヶ月
業務費		
通信費	10,000	郵送代・切手代等　月額1万円×1ヶ月
消耗品費	20,000	事務処理関連品　月額2万円×1ヶ月
印刷費	30,000	コピー代等　月額3万円×1ヶ月
会議費	56,000	総会5万円、理事会5千円 1回分、その他会議
交際費	40,000	月額4万円×1ヶ月
関係団体負担金	6,600	月額6,600円×1ヶ月 中央会
事務所家賃	300,000	月額30万円×1ヶ月
水道光熱費	30,000	月額3万円×1ヶ月
諸税負担金		
租税公課	50,000	印紙、法人府民税、法人市民税
一般管理費計	1,955,600	
3.事業外費用		
創立費償却	2,500,000	創立費500万円の1/2償却
事業外費用計	2,500,000	
4.予備費	7,584,400	
合計	12,250,000	

次年度事業計画書

自　平成２８年４月１日
至　平成２９年３月３１日

京都中央生コンクリート協同組合

（１）共同販売に関する事業

この事業は、組合員から委託を受けて組合員が生産する次の製品の全生産数量を、組合が需要先に販売することにより実施する。

ア　販売手数料（１㎥　　円、一ヶ月　　㎥　税抜）

取扱製品	販売量	販売高	手数料率	手数料高
生コンクリート	㎥	4,620,000,000円	3%	138,600,000円

イ　事務連絡費　月額30,000円×12ケ月＝360,000円

（２）教育及び情報の提供に関する事業

この事業は、組合員等に対し経営管理及び生産技術の向上並びに人材育成を図るため、専門講師を招いて講習会及び研修会を開催する。

また、生コンクリート業に関する経営及び技術について組合員を集めて情報交換会を開催する。

事業項目	回数	内容
経営管理講習会及び技術研究会	年４回	組合員の事業経営に関する講習会。従業員に対して技術の向上を図るための研究会。
情報交換会	年12回	組合員の取り扱う製品の市況の情報収集及び交換のため月１回Ａ４判10頁程度の資料を提供する。

（３）福利厚生に関する事業

この事業は、組合員の融和及び福利厚生の促進を図るために行う。

・　組合員の慶弔に際し、金員を支給する。

次年度における収支予算書

自　平成28年4月1日
至　平成29年3月31日

京都中央生コンクリート協同組合

収入の部		
科目	金額	備考
1.事業収入		
受取販売手数料	138,600,000	事業計画書のとおり
事業収入計	138,600,000	
2.賦課金収入		
一般賦課金収入	8,400,000	組合員1人月額10万円×7人×12ヶ月
賦課金収入計	8,400,000	
合計	147,000,000	

支出の部		
科目	金額	備考
1.事業費		
販売事業費	360,000	事業計画書のとおり
教育情報事業費	430,000	講習会・研究会・情報交換会の開催
福利厚生事業費	100,000	見舞金
事業費計	890,000	
2.一般管理費		
人件費		
役員報酬		×5名×12ヶ月
職員給料手当		職員給料　×2名×12ヶ月
福利厚生費		×12ヶ月
業務費		
通信費	120,000	郵送代・切手代等　月額1万円×12ヶ月
消耗品費	240,000	事務処理関連品　月額2万円×12ヶ月
印刷費	360,000	コピー代等　月額3万円×12ヶ月
会議費	128,000	総会5万円、理事会5千円 12回分、その他会議
交際費	480,000	月額4万円×12ヶ月
関係団体負担金	79,200	月額6,600円×12ヶ月
事務所家賃	3,600,000	月額30万円×12ヶ月
水道光熱費	360,000	月額3万円×12ヶ月
諸税負担金		
租税公課	200,000	印紙、法人府民税、法人市民税
一般管理費計	22,523,200	
3.事業外費用		
創立費償却	2,500,000	創立費500万円の1/2償却
事業外費用計	2,500,000	
4.予備費	121,086,800	
合計	147,000,000	

定　　款

京都中央生コンクリート協同組合

京都中央生コンクリート協同組合　定款

第1章　総　　則

（目　的）

第1条　本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

（名　称）

第2条　本組合は、京都中央生コンクリート協同組合と称する。

（地　区）

第3条　本組合の地区は、京都市の区域とする。

（事務所の所在地）

第4条　本組合は、事務所を京都市に置く。

（公告の方法）

第5条　本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

（規　約）

第6条　この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2　規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

第2章　事　　業

（事　業）

第7条　本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）組合員の取り扱う生コンクリートの共同販売

（2）組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

（3）組合員の福利厚生に関する事業

（4）前各号の事業に附帯する事業

2　前項第3号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は、10万円を超えてはならないものとする。

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

(1) 生コンクリートの製造を行う事業者であること

(2) 組合の地区内に事業場を有すること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）

(2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者

(3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提

出しなければならない。

（自由脱退）

第12条　組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2　前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

（除　名）

第13条　本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

（1）長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員

（2）出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員

（3）本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員

（4）本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員

（5）犯罪その他信用を失う行為をした組合員

（6）第８条第２項各号の一に該当する組合員

（脱退者の持分の払戻し）

第14条　組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

（使用料又は手数料）

第15条　本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2　前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

（経費の賦課）

第16条　本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2　前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

（出資口数の減少）

第17条　組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

（1）事業を休止したとき

（2）事業の一部を廃止したとき

（3）その他特にやむを得ない理由があるとき

2　本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3　出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）

第18条　本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）及び住所又は居所

（2）加入の年月日

（3）出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2　本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3　組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4　組合員は、次の各号の一に該当するときは、１週間以内に本組合に届け出なければならない。

（1）氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）及び事業を行う場所を変更したとき

（2）事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

（3）資本の額又は出資の総額が３億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えたとき

（過怠金）

第19条　本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

（1）第13条第２号から第４号までに掲げる行為のあった組合員

（2）前条第４項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

（会計帳簿等の閲覧等）

第20条 組合員は、総組合員の100分の３以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第４章　出資及び持分

（出資１口の金額）

第21条 出資１口の金額は、10万円とする。

（出資の払込み）

第22条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

（延滞金）

第23条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利10％の割合で延滞金を徴収することができる。

（持　分）

第24条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

２　持分の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

第５章　役員、顧問及び職員

（役員の定数等）

第25条 役員の定数は、次のとおりとする。

（１）理事　４人又は５人

（２）監事　１人又は２人

２　第８条第２項各号の一に該当する者は、役員になることができない。

（役員の任期）

第26条 役員の任期は、次のとおりとする。

（１）理事　２年又は任期中の第２回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第２回目の通常総会が２年を過ぎて開催される場

合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

（2）監事　2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

2　補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3　理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4　任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

（員外理事）

第27条　理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、1人を超えることができない。

（員外監事）

第28条　監事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、1人を超えることができない。

（理事長及び専務理事の選定）

第29条　理事のうち1人を理事長、1人を専務理事とし、理事会において選定する。

（代表理事の職務等）

第30条　理事長を中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第36条の8第1項に規定する代表理事とする。

2　理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3　任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

4　本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、第三者に加えた損害を賠償する責任を有する。

5　理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。

6　理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。

7　本組合は、代表理事以外の理事に組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対

してその責任を負う。

(監事の職務)

第31条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事、参事及び会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第32条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の選挙)

第33条 役員は、総会において選挙する。

2 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第2項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。

5 指名推選の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会に諮り、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(理事及び監事の報酬)

第34条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(顧問及び相談役)

第35条 本組合に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は、本組合に功績のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第36条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任又は解任は、理事会において議決する。

3 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て、本組合に対し、参事又は

会計主任の解任を請求することができる。

（職　員）

第37条　本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第６章　総会、理事会及び委員会

（総会の招集）

第38条　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

２　通常総会は毎事業年度終了後２月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

（総会招集の手続）

第39条　総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

２　前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。

３　第１項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

４　本組合は、希望する組合員に対しては、第１項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

５　前項の通知については、第２項及び第３項の規定を準用する。この場合において、第２項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。

６　電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。

７　第１項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

（臨時総会の招集請求）

第40条　総組合員の５分の１以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

2　組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）

第41条　組合員は、第39条の第１項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2　代理人が代理することができる組合員の数は、１人とする。

3　組合員は、第１項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4　代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

（総会の議事）

第42条　総会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

（総会の議長）

第43条　総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

（緊急議案）

第44条　総会においては、出席した組合員（書面若しくは電磁的方法又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）が総組合員の半数以上であり、かつ、出席した組合員の３分の２以上の同意を得たときに限り、第39条第１項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

（総会の議決事項）

第45条　総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（1）借入金残高の最高限度

（2）その他理事会において必要と認める事項

（総会の議事録）

第46条　総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2　前項の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）招集年月日

（2）開催日時及び場所

（3）理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

（4）組合員数及びその出席者数並びにその出席方法

（5）出席理事の氏名

（6）出席監事の氏名

（7）議長の氏名

（8）議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（9）議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）

(10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要

(11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

（理事会の招集権者）

第47条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3　前項の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

（理事会の招集手続）

第48条　理事長は理事会の日の１週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3　本組合は、希望する理事に対しては、第１項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

4　前項の通知については、総会招集の手続に準ずるものとする。

（理事会の決議）

第49条　理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2　前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることがで

きない。

3　理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5　理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議決事項）

第50条　理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（1）総会に提出する議案

（2）その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

（理事会の議長及び議事録）

第51条　理事会においては、理事長がその議長となる。

2　理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3　前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）招集年月日

（2）開催日時及び場所

（3）理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

（4）出席理事の氏名

（5）出席監事の氏名

（6）出席組合員の氏名

（7）議長の氏名

（8）決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

（9）議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）

(10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要

(11) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要

(12) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）

① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合

② ①の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

③　組合員の請求を受けて招集されたものである場合

④　③の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4　次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

（1）理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

①　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

②　①の事項の提案をした理事の氏名

③　理事会の決議があったものとみなされた日

④　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（2）理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

①　理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

②　理事会への報告を要しないものとされた日

③　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（委員会）

第52条　本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2　委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章　会　　計

（事業年度）

第53条　本組合の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わるものとする。

（利益準備金）

第54条　本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額（前期繰越損失金がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第56条及び第57条において同じ。）の10分の１以上を利益準備金として積み立てるものと

する。

2　前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本剰余金)

第55条　本組合は、出資金減少差益（第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。）をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第56条　本組合は、当期純利益金額の10分の１以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2　前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(教育情報費用繰越金)

第57条　本組合は、第７条第１項第２号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、当期純利益金額の20分の１以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第58条　当期純利益金額に前期繰越剰余金又は前期繰越損失金を加減した当期未処分剰余金から、第54条の規定による利益準備金、第56条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決により他の組合積立金として積み立て、又は、組合員に配当し、なお、剰余がある場合は、翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第59条　前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2　事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年１割を超えないものとする。

3　配当金の計算については、第24条第２項の規定を準用する。

(損失金の処理)

第60条　損失金のてん補は、特別積立金、利益準備金、その他資本剰余金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第61条　本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

附　　則

1　設立当時の役員の任期は、第26条第１項の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。

2　最初の事業年度は、第53条の規定にかかわらず、本組合の成立の日から平成28年３月31日までとする。

設立同意者名簿及び誓約書

社名 代表者氏名	住所	出資引受口数	出資引受金額	電話番号	業種	資本金の額	従業員の数
宝ヶ池建材株式会社 代表取締役 二股 純一	(本店所在地) 京都市左京区上高野車地町１３６番地 (プラント設置場所) 京都市左京区静市野中町３９８番地１	口	万円	075-721-2561	生コンクリート製造	10,000千円	20人
有限会社京央 代表取締役 田中 翼守	(本店所在地・プラント設置場所) 京都市伏見区下鳥羽南円面田町５１番地	口	万円	075-612-0096	生コンクリート製造	13,000千円	13人
京都資材建設株式会社 代表取締役 大八木 信行	(本店所在地・プラント設置場所) 京都市伏見区下鳥羽上向島町１０２番地	口	万円	075-681-1221	生コンクリート製造	30,000千円	8人
株式会社萬木建材 代表取締役 万木 茂	(本店所在地) 京都市北区上賀茂舟岩町１４番地の１ (プラント設置場所) 京都市北区上賀茂舟岩町１０番地の１	口	万円	075-781-0826	生コンクリート製造	10,000千円	15人
株式会社栄和資材 代表取締役 松山 裕俊	(本店所在地・プラント設置場所) 京都市山科区勧修寺小松原町６番地１	口	万円	075-501-6839	生コンクリート製造	10,000千円	10人
株式会社トーカイコンクリート 代表取締役 神農 峰一	(本店所在地・プラント設置場所) 京都市伏見区久我西出町１０番地の１２号	口	万円	075-935-7333	生コンクリート製造	10,000千円	10人
日建生コンクリート株式会社 代表取締役 坂平 親亮	(本店所在地) 京都市右京区西京極堤下町４３番地の３ (プラント設置場所) 京都市南区吉祥院流作町１５番地	口	万円	075-313-0642	生コンクリート製造	10,000千円	13人
合計　７名		70口	700万円				

上記設立同意者名簿記載の７人は、定款第８条に規定する本組合員たる資格を有するものであることを誓約致します。

平成２８年　２月１３日

組合名　京都中央生コンクリート協同組合

発起人代表　住　所　京都市左京区上高野車地町１３６番地

法人名　宝ヶ池建材株式会社

代表者職氏名　代表取締役　二股　純一

平成２８年２月１３日

京都中央生コンクリート協同組合

設立発起人代表　京都市左京区上高野車地町１３６番地

宝ヶ池建材　株式会社

代表取締役　二股　純一　様

京都市左京区上高野車地町１３６番地

宝ヶ池建材株式会社

代表取締役　二股　純一

電話番号　０７５－７２１－２５６１

京都中央生コンクリート協同組合設立同意書及び出資引受書

京都中央生コンクリート協同組合設立の趣旨に賛同し、次の出資を引き受けます。

なお、当社の資本金及び従業員数は下記のとおりです。

出資引受口数　　口（出資１口の金額１００，０００円）

金　　円

記

1　資本金の総額又は出資の総額　　１，０００万円

2　常時使用する従業員数　　２０人

3　業　　種　　生コンクリート製造業

平成２８年２月１３日

京都中央生コンクリート協同組合

設立発起人代表　京都市左京区上高野車地町１３６番地

宝ヶ池建材　株式会社

代表取締役　二股　純一　様

京都市伏見区下鳥羽南円面田町５１番地

有限会社　京央

代表取締役　　田中　翼守

電話番号　０７５－６１２－００９６

京都中央生コンクリート協同組合設立同意書及び出資引受書

京都中央生コンクリート協同組合設立の趣旨に賛同し、次の出資を引き受けます。

なお、当社の資本金及び従業員数は下記のとおりです。

出資引受口数　　口（出資１口の金額１００，０００円）

金　　円

記

1　資本金の総額又は出資の総額　　１，３００万円

2　常時使用する従業員数　　１３人

3　業　　種　　生コンクリート製造業

平成２８年２月１３日

京都中央生コンクリート協同組合

設立発起人代表　京都市左京区上高野車地町１３６番地

宝ヶ池建材　株式会社

代表取締役　二股　純一　様

京都市伏見区下鳥羽上向島町１０２番地

京都資材建設　株式会社

代表取締役　大八木　信行

電話番号　０７５－６８１－１２２１

京都中央生コンクリート協同組合設立同意書及び出資引受書

京都中央生コンクリート協同組合設立の趣旨に賛同し、次の出資を引き受けます。

なお、当社の資本金額及び従業員数は下記のとおりです。

出資引受口数　　口（出資１口の金額１００，０００円）

金　　円

記

1　資本金の総額又は出資の総額　　３，０００万円

2　常時使用する従業員数　　８人

3　業　　種　　生コンクリート製造業

平成２８年２月１３日

京都中央生コンクリート協同組合

設立発起人代表　京都市左京区上高野車地町１３６番地

宝ヶ池建材　株式会社

代表取締役　二股　純一　様

京都市北区上賀茂舟着町１４番地の１

株式会社　萬木建材

代表取締役　　万木　茂

電話番号　０７５－７８１－０８２６

京都中央生コンクリート協同組合設立同意書及び出資引受書

京都中央生コンクリート協同組合設立の趣旨に賛同し、次の出資を引き受けます。

なお、当社の資本金額及び従業員数は下記のとおりです。

出資引受口数　　口（出資１口の金額１００，０００円）

金　　円

記

1　資本金の総額又は出資の総額　　１，０００万円

2　常時使用する従業員数　　１５人

3　業　　種　　生コンクリート製造業

平成２８年２月１３日

京都中央生コンクリート協同組合

設立発起人代表　京都市左京区上高野車地町１３６番地

宝ヶ池建材　株式会社

代表取締役　二股　純一　様

京都市山科区勧修寺小松原町６番地１

株式会社　栄和資材

代表取締役　　松山　裕俊

電話番号　０７５－５０１－６８３９

京都中央生コンクリート協同組合設立同意書及び出資引受書

京都中央生コンクリート協同組合設立の趣旨に賛同し、次の出資を引き受けます。

なお、当社の資本金額及び従業員数は下記のとおりです。

出資引受口数　　口（出資１口の金額１００，０００円）

金　　円

記

1　資本金の総額又は出資の総額　　１，０００万円

2　常時使用する従業員数　　１０人

3　業　　種　　生コンクリート製造業

平成２８年２月１３日

京都中央生コンクリート協同組合

設立発起人代表　京都市左京区上高野車地町１３６番地

宝ヶ池建材　株式会社

代表取締役　二股　純一　様

京都市伏見区久我西出町１０番地の１２号

株式会社　トーカイコンクリート

代表取締役　　神農　峰一

電話番号　０７５－９３５－７３３３

京都中央生コンクリート協同組合設立同意書及び出資引受書

京都中央生コンクリート協同組合設立の趣旨に賛同し、次の出資を引き受けます。

なお、当社の資本金及び従業員数は下記のとおりです。

出資引受口数　　口（出資１口の金額１００，０００円）

金　　円

記

1　資本金の総額又は出資の総額　　１，０００万円

2　常時使用する従業員数　　１０人

3　業　　種　　生コンクリート製造業

4字抹消
1字挿入

平成２８年２月１３日

京都中央生コンクリート協同組合

設立発起人代表　京都市左京区上高野車地町１３６番地

宝ヶ池建材　株式会社

代表取締役　二股　純一　様

京都市右京区西京極堤下町４３番地の３

日建生コンクリート株式会社

代表取締役　　坂平　親亮

電話番号　０７５－３１３－０６４２

京都中央生コンクリート協同組合設立同意書及び出資引受書

京都中央生コンクリート
~~一同建設~~協同組合設立の趣旨に賛同し、次の出資を引き受けます。

なお、当社の資本金及び従業員数は下記のとおりです。

出資引受口数　　口（出資１口の金額１００，０００円）

金　　円

記

1　資本金の総額又は出資の総額　　１，０００万円

2　常時使用する従業員数　　１３人

3　業　　種　　生コンクリート製造業

創 立 総 会 議 事 録

京都中央生コンクリート協同組合

1　開催公告年月日　平成２８年1月２９日

1　開催の日時　平成２８年2月１３日　午後１時００分

1　開催の場所　京都市下京区七条通東洞院東入る材木町４９９－２
第一キョートビル８０２号室

1　設立同意者数　７人

1　出席者数　７人（内訳　本人出席 7 人、委任状出席 0 人）

1　出席発起人の氏名又は名称

宝ヶ池建材株式会社	代表取締役	二股　純一
株式会社トーカイコンクリート	代表取締役	神農　峰一
京都資材建設株式会社	代表取締役	大八木　信行
株式会社萬木建材	代表取締役	万木　茂
株式会社栄和資材	代表取締役	松山　裕俊
有限会社京央	代表取締役	田中　翼守
日建生コンクリート株式会社	代表取締役	坂平　親亮

1　設立時の理事の氏名　[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]

1　設立時の監事の氏名　[redacted]

1　議長の氏名　[redacted]

1　議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称　[redacted]

1　議事の経過の要領及び議案別議決の結果

定刻に至り、司会者 [redacted] 氏が開会を宣し、設立同意者数及び出席者数を報告、本日の創立総会が定足数をもって成立した旨を告げた。

引き続き、発起人代表二股純一氏が設立経過報告を兼ね挨拶を実施、次いで、司会者は、議長の選出方法を諮ったところ司会者一任と決まり、司会者から [redacted] 氏を議長に選任することについて提案全員異議なく賛成した。

よって、議長は挨拶を行い議事に入る。

第１号議案　定款制定の件

議長は、原案を [redacted] 氏に朗読させ、その内容を説明させた後、これを議場に諮ったところ満場異議なく原案のとおり可決決定した。

第２号議案　賦課金の額及び賦課徴収方法決定の件

議長は、原案を [redacted] 氏に朗読させ、その内容を説明させた後、これを議場に諮ったところ満場異議なく原案のとおり可決決定した。

第３号議案　初年度及び次年度の事業計画並びに収支予算決定の件

議長は、原案を [redacted] 氏に朗読させ、その内容を説明させた後、これを議場に諮ったところ満場異議なく原案のとおり可決決定した。

第４号議案　組合の借入金残高最高限度決定の件

議長は、原案を [redacted] 氏に説明させた後、これを議場に諮ったところ満場異議なく原案のとおり、5,000万円と可決決定した。

第５号議案　手数料の最高限度額決定の件

議長は、原案を[redacted]氏に説明させた後、これを議場に諮ったところ満場異議なく原案のとおり、手数料は3%を最高限度とし、具体的には理事会において定めることを可決決定した。

第６号議案　理事・監事の報酬決定の件

議長は、原案を[redacted]氏に説明させた後、これを議場に諮ったところ満場異議なく原案のとおり、[redacted]とすることを可決決定した。

第７号議案　創立費の額及びその償却方法決定の件

議長は、原案を[redacted]氏に説明させた後、これを議場に諮ったところ満場異議なく原案のとおり、創立費の額は500万円以内とし、その償却方法は2年度にわたって償却することを可決決定した。

第８号議案　組合事務所の所在地決定の件

議長は、原案を[redacted]氏に説明させた後、これを議場に諮ったところ満場異議なく原案のとおり、京都市下京区七条通東洞院東入る材木町４９９－２　第一キョートビル８０２号室に本組合の主たる事務所を設置することを可決決定した。

第９号議案　取引金融機関決定の件

議長は、原案を[redacted]氏に説明させた後、これを議場に諮ったところ満場異議なく原案のとおり、[redacted]とすることを可決決定した。

第10号議案　関係団体加入の件

議長は、原案を[redacted]氏に説明させた後、これを議場に諮ったところ満場異議なく原案のとおり、組合の総合支援機関である京都府中小企業団体中央会へ加入することを可決決定した。

第11号議案　設立時の役員の任期決定の件

議長は、原案を[redacted]氏に説明させた後、これを議場に諮ったところ満場異議なく原案のとおり、就任後第１回目の通常総会終結時までとすることを可決決定した。

第12号議案　役員選挙の件

議長は、定款第25条に規定する理事5名、監事1名の選挙を行うことを述べ、その選出方法については指名推選により行いたい旨議場に諮ったところ、全員賛成した。これを受け、議長は指名推選の賛成を得たので選考委員の選出方法を議場に諮ったところ、議長一任と決定したので、議長は、次の選考委員を指名した。

選考委員　[redacted]、[redacted]、[redacted]

選考委員は別室において被指名人を選考し、選考委員を代表し[redacted]氏より選考結果の報告があった。

引き続き、議長は被指名人を当選人として決定してよいか議場に諮ったところ、全員異議なく賛成、次の者が当選人と決定した。

なお、当選人は全員その就任を承諾した。

理　事　[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]

監　事　[redacted]

第13号議案　設立認可申請書の字句の一部修正について発起人代表に委任する件

議長は、組合設立認可申請に当って、本文の趣旨に反しない字句の修正を発起人代表に委任したい旨を説明し、これを議場に諮ったところ、全員異議なく可決決定した。

議長は、以上をもって本総会のすべての議案審議を終了した旨を告げ午後３時００分に閉会を宣す。

本総会の議事の審議要領及びその結果を明確にするため、本議事録を作成する。

平成２８年2月１３日

京都中央生コンクリート協同組合

議長兼
議事録作成発起人　　代表取締役